

■ 「要求水準書等の変更箇所について」の変更後に対する質問及び「要求水準書等に係る質問に対する回答」の理解及び解釈に関する質問について

平成26年10月31日付で公告した「要求水準書等の変更箇所について」及び「要求水準書等に係る質問に対する回答」について、

- ① 「要求水準書等の変更箇所について」に記載の要求水準書の変更部分に関する質問
- ② 「要求水準書等に係る質問に対する回答」の理解及び解釈に関する質問に範囲を限定し、下記のとおり質問を受け付けます。

記

1) 質問の受付

- ① 受付期間 : 平成26年11月11日（火）から平成26年11月14日（金）まで  
各日午前9時00分から午後4時00分まで
- ② 提出方法 : 様式2に記入の上、電子メールにより組合総務課に送信して提出し、提出者は電話により着信の確認を行うこと。

2) 回答の公表

提出された質問に対する回答は、遅くとも平成26年11月25日（火）までに、組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

3) 要求水準書等に関する質問については、今回を持って最終とする。

以上

高座清掃施設組合 総務課

〒234-0417

神奈川県海老名市本郷1番地の1

電話 : 046-238-2094 FAX : 046-238-6010

Eメールアドレス : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

ホームページ : <http://www.kouzaseisou-kanagawa.jp/>